

○中国地方整備局告示第百八十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年十一月二十二日

中国地方整備局長 戸田 和彦

第1 起業者の名称 岡山県

第2 事業の種類 一級河川吉井川水系山家川改修工事（左岸・岡山県美作市江見字脇ヶ坪北地内から同市上福原字向河原地内まで及び右岸・美作市江見字着倒ノ元地先から同市山城字溝ノ上地内まで）及びこれに伴う市道付替工事並びに附帯工事

第3 起業地

1 収用の部分

一級河川吉井川水系山家川

上流	〔	右岸 岡山県美作市山城字溝ノ上地内	〕	から
		左岸 岡山県美作市上福原字向河原地内		
下流	〔	右岸 岡山県美作市江見字着倒ノ元地先	〕	まで
		左岸 岡山県美作市江見字脇ヶ坪北地内		

岡山県美作市江見字脇ヶ坪北、字渡り上り道ノ東、字引木田、字引木田上エ、字渡り上り上ミ、字井ノ口西、字井ノ口川端、字井ノ口畑ヶ田、字井ノ口下タ、字井ノ口、字西ノ土居、字小川端屋敷、字樋掛、字^山樋掛、字^山荒神ノ元及び字^山荒神並びに山城字^山、字袋尻リ、字辰之原、字溝ノ上エ、字溝ノ上及び字水通し並びに上福原字向河原及び字影山地内

2 使用の部分

岡山県美作市江見字脇ヶ坪北、字渡り上り道ノ東、字引木田、字引木田上エ、字井ノ口西、字井ノ口畑ヶ田、字井ノ口下タ、字小川端屋敷及び字樋掛並びに山城字辰之原、字溝ノ上エ、字溝ノ上及び字水通し並びに上福原字影山地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県美作市江見字脇ヶ坪北地内から同市土居字東川地内までの延長6,200mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一級河川吉井川水系山家川改修工事及びこれに伴う市道付替工事並びに附帯工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、一級河川吉井川水系山家川改修工事（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に關す

る事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、市道付替工事に伴う仮設橋及び迂回路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

河川法第9条第1項により、一級河川の管理は国土交通大臣が行うこととされているが、同条第2項により、国土交通大臣が指定する区間の一級河川に関する管理は、都道府県知事が行うこととされている。一級河川吉井川水系山家川（以下「山家川」という。）は、河川法第4条第1項の規定による一級河川であり、かつ河川法第9条第2項の規定による指定区間の指定を受けていることなどから、起業者である岡山県は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

山家川は、その源を岡山県美作市万善の山麓に発し、一級河川吉井川水系吉野川に合流する、流域面積46.2km²、幹線流路延長13.4kmの河川であり、その流域には美作市の主要集落に加えて、国道179号やJR姫新線及び美作土居駅を擁し、社会経済上重要な河川である。

一方、山家川流域では、昭和9年9月の室戸台風を始め、過去に大規模な降雨に起因する度重なる洪水被害が発生していたものの、抜本的な改修工事は行われていなかったため、平成21年8月の台風9号では、山家川流域で家屋全壊1棟、床上浸水戸数181戸、床下浸水戸数72戸、JR姫新線も土砂流出入等により2ヶ月近く運休する等、甚大な被害が発生している。

このような状況の中、本件事業は、平成21年11月に国土交通省から河川災害復旧助成事業の採択を受け、起業者が策定した「吉井川水系山家川河川災害復旧助成事業計画書」に基づき進めているものであり、同計画書に定められた計画高水流量400m³/秒（年超過確率30年）の流下能力を確保するべく、本件区間において引堤及び築堤を実施するものである。これにより山家川の流下能力は美作市江見地点において現状の150m³/秒から400m³/秒と大幅な向上が図られ、当該地区において堤防越水による浸水被害の防止に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業により改変される起業地に生息する可能性がある希少な動植物に与える影響について、起業者が平成21年に任意で行った現地調査や既存文献等による環境調査によると、環境省レッドリストに絶滅危惧IA類として掲載されているスジ

シマドジョウ小型種山陽型が確認されるなど、希少な魚介類が確認されている。

工事の実施にあたっては、極力、現河床部の維持を図り、また流水域・湛水域の違いを考慮した施工に留意する護岸計画とし、魚類の棲処として期待できる環境保全型ブロックを下段部に設けるとともに植生の回復を図るため空洞内部に割栗石を設置し適当な空隙を確保する等の措置を講じることとしており、良好な生息環境が形成されるとしている。このため、本件事業による希少な動植物への影響は軽微であると予測される。

また、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地については、事業区間内には存在しないことが確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、洪水時にたびたび氾濫し、背後地が浸水被害を受けている本件区間の流下能力の向上を図ることを主な目的として引堤及び築堤を実施する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間における施行方法については、申請案である左岸引堤案と、代替案の右岸引堤案及び両岸引堤案について比較検討が行われている。

右岸引堤案は、片岸引堤であるため既存の築堤や護岸を活用することができるものの、家屋等の移転数が最も多く社会的影響も大きく、経済的にも申請案と比較すると劣るため、総合的にみて合理的な計画とはいえない。両岸引堤案は、取得が必要な土地の面積は最も少ないが、両岸を引堤するため、護岸工等の費用が大きくなり、経済的に最も劣るため、総合的にみて合理的な方法とはいえない。

申請案は、家屋等の移転数が最も少なく、社会的影響が小さい。また、片岸引堤であるため、既存の築堤や護岸を活用することができ、事業費も廉価であることなどから、総合的に比較すると最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事及び附帯工事の事業計画についても施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。」

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現況流下能力が低く、河川の氾濫による水害の危険性が高い本件区間について、流下能力の向上を図り洪水を安全に流下させるため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、本件事業の早期完成を求める声は強く、住民代表となる山家川沿川の各地区の区長により構成される山家川河川改修対策委員会から、改修にかかる要望書が提出されており、当該河川の緊急な改修が望まれているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岡山県美作市役所及び美作市役所作東総合支所